

意見書

西 企 営 第 1 2 7 号

平成 2 2 年 1 1 月 2 5 日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 御中

郵便番号 5 4 0 - 8 5 1 1

住所 おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう ばん ごと
大阪府大阪市中央区馬場町 3 番 1 5 号

名称及び にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
西日本電信電話株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 おおたけ しんいち
大竹 伸一

情報通信審議会議事規則第 5 条により、平成 22 年 10 月 26 日付けで公告された「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）制度の在り方」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における
基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）制度の在り方」
答申（案）に対する意見

平成 22 年 1 1 月 2 5 日

西日本電信電話株式会社

第2章 ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話の範囲

第3節 誰もが利用可能な料金 (affordability)

<答申案>

- 少なくとも、現行の加入電話の住宅用基本料額の範囲内で提供されるのであれば、移行期におけるユニバーサルサービスとなりうるものと考えられる。(P15)
- 今回の見直しの趣旨である光ファイバ整備の促進と、そのための二重投資回避という観点に立った場合、光IP電話の基本料額が現行の加入電話の住宅用基本料額の範囲を超えることとなる場合であったとしても、自治体IRU方式等による光ファイバの整備が望まれる場合もありうると思われ、こうした場合、提供される光IP電話の基本料額が著しく高い場合には、ユニバーサルサービスとして適当ではないと考えられるが、現在の自治体IRU地域で提供されている光IP電話の基本料額の程度であれば、現行の加入電話の住宅用3級局の基本料額と比較しても、1割に満たない範囲での違いであり、妥当な範囲の料金と考えられる。(P15)
- 今回の見直しにおいては、ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話の範囲について、加入電話との関係において料金的な基準を盛り込んで規定することが想定される。(P16)
- こうした規定をするのであれば、当面、ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話を加入電話のプライスカップ規制のような料金規制の対象にする必要はないと考えられるが、今回の制度整備により、本来、低廉化すべき光IP電話の料金が高止まりすることはないかなどといった点について、サービスの提供状況や利用動向等を注視していく必要があると考えられる。(P16)

<当社意見>

「加入電話に相当する光IP電話」をユニバーサルサービスの対象として整理するにあたっては、低廉性の要件を含めユニバーサルサービスの3要件に照らして十分に検討することが必要であると考えますが、現時点、NTT東西においては、国等からの補助金を活用して自治体が構築した設備を借り受けることを前提に提供している公設民営のIRU方式で、ブロードバンドと一体では提供されない光IP電話であれば、「加入電話に相当する光IP電話」の要件を概ね満たしているものと考えます。

その場合、「加入電話に相当する」と言える料金水準については、一律の基準のみで判断すべきではなく、当該自治体や当該地域の利用者のコンセンサスを前提に、地域毎に一定の料金幅を「加入電話に相当する」と認めることが必要であると考えます。

また、「当面、ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話を加入電話のプライスカップ規制のような料金規制の対象にする必要はない」とする答申(案)に賛同いたします。

第3章 電気通信事業法等に基づく規制の適用の在り方
第1節 基礎的電気通信役務に関する規制の適用範囲

<答申案>

- 今回の見直しにより加入電話に相当する光IP電話をユニバーサルサービスの対象とする場合、その規制の適用範囲として、①すべての事業者の光IP電話を対象とする場合、②NTT東・西の光IP電話を対象とする場合、③加入電話を提供している事業者の光IP電話を対象とする場合、といった選択肢が考えられる。(P18)
- ②の案をとった場合、現在、基礎的電気通信役務の対象となっているメタルの加入電話を置き換える光IP電話サービスについて、NTT東・西が提供する場合には、基礎的電気通信役務の対象となるが、NTT東・西以外の事業者の場合には基礎的電気通信役務の対象とならないということになり、公正な競争の確保や利用者利益の確保の観点からは必ずしも適当とは言えないのではないかと考えられる。(P18・P19)
- 今回の事業者ヒアリングにおいては、基礎的電気通信役務の対象となる場合の約款等に関する規制の在り方についても意見が寄せられたところである。この点については、基礎的電気通信役務の制度趣旨にも関わる問題であることから、慎重に考える必要があるが、今後の移行の進展や将来のブロードバンドアクセスに対するユニバーサルサービス化の検討と併せ、今後、検討していくことが適当と考えられる。(P19)

<当社意見>

公正な競争の確保や利用者利益の確保の観点から、本来、すべての事業者の加入電話に相当する光IP電話がユニバーサルサービスの対象になるものと考えます。

しかしながら、今回、加入電話又は加入電話に相当する光IP電話を対象とする点を考慮すれば、加入電話を提供している事業者の光IP電話を対象とすることは案として取り得るものと考えます。

また、NTT東西の光IP電話のみを対象とすることについては、相対契約の禁止等のユニバーサルサービスに関する規制がNTT東西のみに課されることから公正な競争の確保の観点から問題があること、利用者にとっては同様のサービスであるにも関わらず、NTT東西以外のサービスには、その適切、公平かつ安定的な提供に努める義務が課されないことから利用者利益の確保の観点からも問題があることから、選択肢として取るべきでないと考えます。

なお、現時点、ユニバーサルサービスの対象となりうるNTT東西の光IP電話の提供はごく一部の特定地域に限られており、約款等に関する規制の在り方については、約款化することによって却ってお客様利便を損なわないよう配慮する必要があるとともに、会計整理においては、事業者にとって過度の負担とならないよう、導入方法・時期等に関して慎重に検討していく必要があると考えます。

第3章 電気通信事業法等に基づく規制の適用の在り方

第2節 NTT東・西による加入電話の新規提供の終了の在り方

<答申案>

○ 電気通信事業者の判断により特定の電気通信役務の新規提供を終了すること自体については、これまでも例があり、加入電話に相当する光IP電話を提供できるのであれば、電気通信事業法上は、基本的には問題はないのではないかと考えられる。ただし、現行の電気通信事業法では、「基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における基礎的電気通信役務の提供を拒んではならない」ことが規定されており（第25条）、今回のユニバーサルサービス制度の見直しにより、加入電話に相当する光IP電話を提供できる地域において、加入電話の新規提供を行わないこととする場合には、この規定と齟齬をきたさない方策を検討することが望ましいと考えられる。

（P19・20）

<当社意見>

今回のユニバーサルサービス制度の見直しにより、加入電話に相当する光IP電話を提供できる地域において、加入電話の新規提供を行わないこととする場合には、現時点、加入電話が基礎的電気通信役務に該当し、現に加入電話を提供可能な環境にあることから、電気通信事業法第25条第1項「基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における基礎的電気通信役務の提供を拒んではならない」の規定と齟齬をきたさないことを、明確にさせていただく必要があるものと考えます。

第4章 補てんの在り方

第1節 補てんの要否

<答申案>

- 補てん対象額の算定に際しての、コストの算定方法、補てん対象地域の特定方法、補てん対象額の算定方式については、当面は現行の仕組みを維持することが適当である。(P22)
- 補てん対象額の算定方式について、当面現行の仕組みを維持することとするが、今後、ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話の提供状況や、加入電話から光IP電話への移行状況等を踏まえ、算定の見直しの検討を行っていくことが必要である。なお、この算定の見直しの検討において、光IP電話のコストの算定を行うことが必要となる場合には、光IP電話はメタル加入電話とはネットワークの形態が異なり、新たな検討が必要と考えられる。(P22)
- このため、現行のユニバーサルサービス制度においては、加入電話等の補てん対象額の算定には長期増分費用モデルを用いているが、光IP電話のコストの算定にあたっては、どのような算定方式(例えば光IP電話のコスト算定に対応したLRICモデルの採用等)が適当であるかなど、基礎的な検討を進めておくことが適当である。(P22)

<当社意見>

ユニバーサルサービス基金制度は国民生活に不可欠なサービスを維持するために創設されたものでありますが、実際の赤字(H21年度東西計▲1,185億円)が大幅に生じている中で、現行の補填額算定方法では補填の規模は約150億円となっており、残りは当社が負担しております。このような状況下において、新たな基金制度の仕組みについて検討するためには、適正な基金規模や負担方法の在り方等について、国民のコンセンサスを得つつ十分な議論を踏まえながら、具体的な制度設計を検討していくことが重要であると考えます。

また、ユニバーサルサービスの対象とすることが適当とされている公設民営のIRU方式での光IP電話の提供はごく一部のエリアに限られており、補填額の算定に際しての、コストの算定方法、補填対象地域の特定方法、補填額の算定方式については、今後、大部分のエリアで提供される具体的なサービスの出現を踏まえ、検討することが適当であり、現時点で検討を開始することは時期尚早であると考えます。

第4章 補てんの在り方
第2節 光IP補正の要否

<答申案>

- 補てん対象額の算定に関し、NTT東・西が自治体IRU地域で提供する光IP電話がユニバーサルサービスと位置づけられた場合における、加入電話への補てん対象額の算定の在り方については、①現行では対象となる地域が限定されていること、②当該自治体IRU地域においても、直ちに加入電話サービスを終了することはできないと考えられ、現時点でこの地域の加入電話維持コストを除外することは適当ではないことから、基本的に、補てん対象額の算定方法の変更を行う必要はなく、光IP補正についても継続することが適当と考えられる。(P23)
- ただし、移行期において、高コスト地域に光IP電話が提供されている場合の当該光IP電話回線に移行した回線については、これを加入電話の回線数とみなすことなく、全体の補正回線数から除外するとの考え方もあり、光IP補正の具体的な実施手法については、今後、移行の進展、その影響度合いも見極めつつ、必要に応じて検討することが適当である。(P23)

<当社意見>

現行の加入電話の補填額の算定方法における光IP補正については、算定の仕組み上、全国の加入電話の施設数の減少に伴い高コスト地域の加入電話の施設数が減少していないにも関わらず補填額が減少することを補正する目的で実施しているものであり、現行の算定方法を継続する限りは、こうした補正を継続する必要があると考えることから、「補てん対象額の算定方法の変更を行う必要はなく、光IP補正についても継続することが適当」とする答申(案)に賛同いたします。

なお、光IP補正の今後の検討にあたっては、現在の補正が、実際の高コスト地域(4.9%地域)の加入電話に対する補填に近づける一定の効果はあるものの、実質的な補填対象回線が十分なものになっていないことを踏まえ、検討する必要があると考えます。

第5章 今後の移行の進展等に伴いさらに検討すべき課題

第1節 自治体 I R U地域における I R U提供期間終了後の扱い

<答申案>

- I R U期間終了後（概ね10年）の扱いとして、事業者は自治体と個別に協議等を行い、契約の更新等を行うものと考えられる。その際、当初の補助金等に含まれない設備の更改費用等を事業者側が負担することも想定され、当初、その低廉性からみてユニバーサルサービスとして位置づけられたユーザ料金について変動が生じる可能性もある。（P25）
- このため、こうしたユニバーサルサービスとしての利用者負担の変動を抑止するために、ユニバーサルサービス制度において何らかの仕組みの構築が必要か否か、今後の自治体 I R U地域におけるサービス提供の実態等も踏まえ、引き続き検討していくべき課題と位置づけられると考えられる。（P25）

<当社意見>

I R U方式でのサービス提供においては、国等からの補助金を活用して自治体が構築した設備を借り受けることを前提に、低廉なユーザ料金の実現可能となっています。このため、I R U方式での光 I P電話を、ユニバーサルサービスとして現行と同様の提供条件で継続的に維持していくためには、現行の I R U方式におけるスキームが I R U期間終了後（概ね10年）も必要となることから、期間終了後の自治体からの設備提供方法等について、早期に整理を図っていただく必要があると考えます。

第5章 今後の移行の進展等に伴いさらに検討すべき課題
第4節 光ファイバ以外の技術の扱い

<答申案>

- 今回の制度見直しは、二重投資回避等の観点も踏まえ行うものであり、加入電話に相当する光IP電話をユニバーサルサービスの対象とすることが適当と考えられるが、今後、あまねくブロードバンドを実現するための検討過程において、技術中立性の観点等も踏まえ、光ファイバ以外の技術を利用する場合の扱いについて改めてユニバーサルサービスに含まれるか否かを検討していくことが適当と考えられる。(P27)

<当社意見>

答申(案)にもあるとおり、技術中立性の観点等も踏まえ、光ファイバ以外の技術を利用したOAB～J-IP電話についてもユニバーサルサービスの対象とすることについて、検討する必要があると考えます。